

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第10号

答申番号：令和5年度答申第12号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、右目が全く見えず左目に関しても視力はほとんどないに等しい状態であるにもかかわらず、特別障害者手当（以下「手当」という。）について、視覚障害のほかにもう1つ障害がないと認定されないのは厳しすぎるものであり、認定請求を却下した原処分（特別障害者手当認定請求却下処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、手当の障害程度については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第1条第1項及び第2項各号において定められ、その具体的な基準は「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）によることとされており、請求人の認定請求に添付された特別障害者手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）によると、請求人の障害程度は、政令別表第2第1号に規定する視覚障害のみ該当する状況となっており、請求人からも他の障害を有していることは示されず、認定基準に定める障害程度に該当しないと判断したものであり、この判断及び原処分は妥当なものであると主張している。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、法令等の規定に従って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、右目が全く見えず左目に関しても視力はほとんどないに等しい状態であるにもかかわらず、手当について、視覚障害のほかにもう1つ障害がないと認定されないのは厳しすぎるものであり、認定請求を却下した原処分は違法又は不当であると主張している。

しかしながら、手当は、精神又は身体の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある最重度の障害者について、その障害により特に必要とされる負担の軽減を図ることを目的として支給されるものであり、その対象となる特別障害者は、障害基礎年金の1級程度の障害が重複するなどの著しく重度の障害の状態である者とされており、手当の受給資格の認定は、特別障害者手当認定診断書によることとされ、当該診断書に記載された障

害の状態が認定基準に定める要件に合致するものと判定された場合に受給資格が認定されるのであるから、本件診断書において請求人が視覚障害を有していることは認められるものの、基準を満たす程度の障害を有していることを示す他の診断書の提出はなく、請求人の障害は、認定基準に照らし、政令第1条第2項各号のいずれにも該当せず、手当の支給要件を満たすものと認めることはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年9月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に規定する「特別障害者」とは、20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいうこととされ（法第2条第3項）、その障害の状態は、①身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が政令別表第2各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの、②①のほか、身体機能の障害等が重複する場合（政令別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が①に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの又は③身体機能の障害等が政令別表第1各号（第10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が②と同程度以上と認められる程度のもの、のいずれかに該当するものとされている（政令第1条第2項）。

また、手当の受給資格の認定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（認定基準）を定めている。かかる基準の内容は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、近年の医学的知見を踏まえて定められていることが認められ、この点について特段の不合理的な点は見受けられない。

なお、認定基準によると、法第2条第3項にいう障害の状態とは、精神又は身体に政令第1条第2項に該当する程度の障害があり、かつ、その障害が永続性を有するか、又は長期にわたって回復しない状態をいうものであることとされており、その判定は、特別障害者手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書の記載内容をみると、請求人は「増殖糖尿病網膜症」を有し、視力は右が裸眼、矯正視力ともに手動弁、左が裸眼0.04、矯正視力で0.08×-2.00とされ、視野はゴールドマン型視野計による測定で周辺視野の角度の

合計が右は0度、左は15度、中心視野の評価の中心視野の角度は $I / 2$ を視認不能と、両眼中心視野角度（ $I / 2$ ）が0度とされている。

まず、請求人が上記①の要件に該当するかについてみると、請求人は視覚障害を有し、両眼の視力は認定基準における視力障害の値である「一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」に該当するから、政令別表第2各号のうち同表第1号のロに該当すると認められるものの、上記①の要件は、同表各号の一に該当するほか、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等が重複することが必要とされているところ、請求人から視覚障害に係る診断書以外の身体機能の障害等に係る診断書が提出されていない以上、重複障害があること及びその程度を判定することはできない。

次に、請求人が上記②の要件に該当するかについてみると、当該要件は障害等が重複することが前提とされているところ、上記①の要件と同様、他の身体機能の障害等に係る診断書が提出されていない以上、重複障害があること及びその程度を判定することはできない。

さらに、請求人が上記③の要件に該当するかについてみると、請求人は視覚障害を有しているものの、両眼の視力は認定基準における視力障害の値である「両眼の視力がそれぞれ0.02以下」に該当しないから、上記③の要件に該当すると判定することはできない。

したがって、請求人は、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法第2条第3項）とは認められないとして、請求人について手当の支給要件に該当しないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも看過し難い過誤欠落又は著しく不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められないというべきである。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子